

作成日：2020年11月6日

安全データシート

1. 製品及び会社情報

| | |
|---------|---|
| 製品名 | タフブロックSP |
| 会社名 | 協友アグリ株式会社 |
| 住所 | 〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町6番1号 山万ビル11階 |
| 担当部門 | 普及・マーケティング部 |
| 電話番号 | 03-5645-0706 |
| FAX番号 | 03-3639-5299 |
| メールアドレス | info@kyoyu-agri.co.jp |
| WEBサイト | https://www.kyoyu-agri.co.jp/ |
| 推奨用途 | 農薬（殺菌剤） |
| 使用上の制限 | 農薬登録内容以外の使用は不可 |

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類

(物理的及び化学的危険性)

| | |
|-----------|----------|
| 爆発物 | 区分に該当しない |
| 可燃性ガス | 区分に該当しない |
| エアゾール | 区分に該当しない |
| 酸化性ガス | 区分に該当しない |
| 高圧ガス | 区分に該当しない |
| 引火性液体 | 区分に該当しない |
| 可燃性固体 | 分類できない |
| 自己反応性化学品 | 区分に該当しない |
| 自然発火性液体 | 区分に該当しない |
| 自然発火性固体 | 区分に該当しない |
| 自己発熱性化学品 | 分類できない |
| 水反応可燃性化学品 | 区分に該当しない |
| 酸化性液体 | 区分に該当しない |
| 酸化性固体 | 分類できない |
| 有機過酸化物 | 区分に該当しない |
| 金属腐食性化学品 | 分類できない |
| 鈍性化爆発物 | 区分に該当しない |

(健康に対する有害性)

| | |
|---------|----------|
| 急性毒性：経口 | 分類できない |
| 急性毒性：経皮 | 区分に該当しない |

| | |
|------------------|------------|
| 急性毒性：吸入（気体） | 区分に該当しない |
| 急性毒性：吸入（蒸気） | 区分に該当しない |
| 急性毒性：吸入（粉じん/ミスト） | 分類できない |
| 皮膚腐食性/刺激性 | 区分に該当しない |
| 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 | 区分に該当しない |
| 呼吸器感作性 | 分類できない |
| 皮膚感作性 | 区分 1 |
| 生殖細胞変異原性 | 分類できない |
| 発がん性 | 分類できない |
| 生殖毒性 | 分類できない |
| 特定標的臓器毒性（単回ばく露） | 分類できない |
| 特定標的臓器毒性（反復ばく露） | 区分 2（呼吸器系） |
| 誤えん有害性 | 分類できない |

(環境に対する有害性)

| | |
|----------------|--------|
| 水生環境有害性 短期（急性） | 分類できない |
| 水生環境有害性 長期（慢性） | 分類できない |
| オゾン層への有害性 | 分類できない |

GHS ラベル要素
絵表示又はシンボル



| | |
|--|--|
| 注意喚起語 | 警告 |
| 危険有害性情報 | アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ 長期にわたる、又は、反復ばく露による臓器の障害（呼吸器系）のおそれ 粉じん/煙を吸入しないこと。 |
| 注意書き 安全対策 | 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 保護手袋を着用すること。 皮膚に付着した場合：多量の水で洗うこと。 皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診察/手当てを受けること。 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。 気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。 |
| 応急措置 | 内容物/容器を法/条例に従って安全に廃棄すること。 通常の条件下では特になし。 |
| 廃棄 | |
| GHS 分類に関係しない 又はGHSで扱われない 他の危険有害性 | |

3. 組成、成分情報

化学物質・混合物の區別 混合物
 化学名又は一般名 タラロマイセス フラバス 水和剤
 成分及び濃度（含有率）

| 成分 | 濃度 | (CAS番号) | 官報公示整理番号 | |
|---|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| | | | (安衛法) | (化審法) |
| <成分①> タラロマイセス フラバス SAY-Y-94-01株胞子 | 3×10^8 CFU/g | — | — | — |
| <成分②> イソプロピルアルコール 界面活性剤 鉱物質微粉 有機質微粉 | 0.05 – 0.15 % 非公開 非公開 非公開 | 67-63-0 非公開 非公開 非公開 | 2-(8)-319 非公開 非公開 非公開 | (2)-207 非公開 非公開 非公開 |
| <安衛法 第57条の2 通知対象物質> | | | | |
| イソプロピルアルコール | | | | |

4. 応急措置

| | |
|-----------|---|
| 吸入した場合 | 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪いときは、医師の診察/手当を受けること。 |
| 皮膚に付着した場合 | 多量の水で洗うこと。 皮膚刺激又は発疹を生じた場合、医師の診察/手当を受けること。 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。 |
| 眼に入った場合 | 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 眼の刺激が続く場合は、医師の診察/手当を受けること。 |
| 飲み込んだ場合 | 口をすすぎ、無理に吐かせない。医師の診察/手当を受けること。 |

5. 火災時の措置

| | |
|-----------------------|--|
| 適切な消火剤 | 粉末消火剤、土、砂、二酸化炭素、泡消火剤等 |
| 使ってはならない消火剤 | 情報なし |
| 火災時の特有の危険有害性 | 燃焼ガスには、一酸化炭素、窒素酸化物、硫黄酸化物等が含まれる。 |
| 特有の消火方法 | 可能であれば火元への燃焼源を断つこと。 風上から近づくこと。 延焼のおそれのないように安全な距離から散水冷却し、周辺を冷却して保護すること。 |
| 消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置 | 適切な保護具（手袋、眼鏡、マスク）を着用すること。 |

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

漏出時の処理作業には、保護手袋、保護眼鏡、保護マスク、保護衣

| | |
|-----------------|-----------------------------------|
| 環境に対する注意事項 | 等を着用する。粉じんを吸入しない。 |
| 封じ込め及び浄化の方法及び機材 | 河川、湖沼等の水系に入らないようにする。 |
| 二次災害の防止策 | 粉末等が床面等にこぼれた場合は、直ちに掃き取り、空容器に回収する。 |
| | 情報なし |

7. 取扱い及び保管上の注意

| | |
|-----------|---|
| 取扱い | |
| 技術的対策 | 設備の密閉化、局所排気装置や全体の換気設備を設けることが望ましい。 |
| 安全取扱い注意事項 | 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。 容器の破損や容器からの漏洩に注意すること。 みだりに粉じんを発生させないこと。 |
| 接触回避 | 静電気対策を行い、作業衣、作業靴は帯電防止型のものとする。 |
| 衛生対策 | 情報なし 吸い込んだり皮膚や眼に触れないよう、長袖の作業衣、保護手袋、保護マスク、保護眼鏡を着用して、できるだけ風上から作業する。 取扱い後は、手、顔等をよく洗い、うがいをする。 |
| 保管 | |
| 安全な保管条件 | 日光から遮断し、換気の良い場所で容器を密閉し、施錠して保管する。 飲食品や飼料と区別し保管する。 |
| 安全な容器包装資材 | 情報なし |

8. ばく露防止及び保護措置

| | |
|------------------|--|
| 許容濃度等 (成分②鉱物質微粉) | |
| 管理濃度 | 未設定 |
| 許容濃度 | |
| (日本産衛学会 2015年度版) | 第1種粉じん 吸入性 : 0.5 mg/m ³)、 総粉じん : 2 mg/m ³ |
| (ACGIH 2017年度版) | TLV-TWA 0.5 mg/m ³ |
| 設備対策 | 粉じんが作業場の空気を汚染しないように、設備の密閉化、局所排気装置の設置・使用、又は全体の換気を適正に行うこと。 取扱い場所の近くに、緊急時に洗眼及び身体洗浄を行うための設備を設置すること。 |
| 保護具 | |
| 呼吸用保護具 | 防じんマスク |
| 手の保護具 | 適切な保護手袋 (不浸透性の材質のもの) |
| 眼、顔面の保護具 | 側板付き普通眼鏡型又はゴーグル型保護眼鏡 |
| 皮膚及び身体の保護具 | 保護服 (長袖、長ズボン)、保護長靴 |
| 特別な注意事項 | 情報なし |

9. 物理的及び化学的性質

| | |
|---------------|--|
| 物理状態 | 水和性粉末 |
| 色 | 類白色 |
| 臭い | 情報なし |
| 融点/凝固点 | 情報なし |
| 沸点又は初留点及び沸騰範囲 | 情報なし |
| 可燃性 | 情報なし |
| 引火点 | 情報なし |
| 自然発火点 | 情報なし |
| 粉じん爆発性 | 情報なし |
| 分解温度 | 情報なし |
| p H | 5. 68 (農林省告示 (昭和35年2月3日第71号) 農薬の物理検定法 5. 水素イオン濃度) に準じ測定) |
| 溶解度 | 情報なし |
| 蒸気圧 | 情報なし |
| 密度及び/又は相対密度 | 0. 20 |
| 粒子特性 | 情報なし |

10. 安定性及び反応性

| | |
|------------|---------------------------------|
| 反応性 | 通常の取扱いでは反応なし |
| 化学的安定性 | 通常の取扱い条件においては安定 |
| 危険有害反応可能性 | 情報なし |
| 避けるべき条件 | 直射日光にばく露させないこと。 |
| 混触危険物質 | 情報なし |
| 危険有害な分解生成物 | 燃焼ガスには、一酸化炭素、窒素酸化物、硫黄酸化物等が含まれる。 |

11. 有害性情報

| | |
|------------------|--|
| 急性毒性 経口 LD50 | 成分① (タラロマイセス フラバースSAY-Y-94-01株胞子) は 2.7×10^8 cfu/動物 (ラット) で毒性は認められない。成分② (鉱物質微粉及び界面活性剤、有機質微粉) の情報がないことから “分類できない”とした。 |
| 経皮 LD50 | 2.0 x 10^8 cfu(製品)/動物(ウサギ)で毒性は認められない。(区分に該当しない) |
| 吸入 LC50 | 成分① (タラロマイセス フラバースSAY-Y-94-01株胞子) は 1.8×10^7 cfu/動物 (ラット) で毒性、感染性、病原性は認められない。成分② (鉱物質微粉及び界面活性剤、有機質微粉) の情報がないことから “分類できない”とした。 |
| 皮膚腐食性/刺激性 | 刺激性なし (ウサギ) (区分に該当しない) |
| 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 | 軽度の刺激性 (ウサギ) (区分に該当しない) |
| 呼吸器感作性 | 情報なし(分類できない) |
| 皮膚感作性 | 陽性 (皮内投与法/モルモット) (区分1) |
| 生殖細胞変異原性 | 情報なし(分類できない) |

| | |
|------------------|---|
| 発がん性 | 情報なし (分類できない) |
| 生殖毒性 | 情報なし(分類できない) |
| 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) | データなし(分類できない) |
| 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) | 区分2の成分 (成分②の鉱物質微粉) を10 %以上含有することから “区分2 (呼吸器系)”とした。 |
| 誤えん有害性 | 情報なし(分類できない) |

12. 環境影響情報

生態毒性

<製品> : 水生環境有害性 短期 (急性) 及び長期 (慢性) : 情報なし (分類できない)

<成分① タラロマイセス フラバスSAY-Y-94-01株胞子>

| | | | | |
|-------|--------|-------|-------------|--------------------------|
| 魚毒性 : | コイ | 30 日間 | NOEL | 2.9×10^4 CFU/mL |
| 甲殻類 : | オオミジンコ | 21 日間 | NOEL | 8.5×10^1 CFU/mL |
| 藻類 : | 緑藻 | 72 時間 | ErC50、 NOEL | 情報なし |

<成分②鉱物質微粉及び界面活性剤、有機質微粉> : 情報なし

残留性・分解性 情報なし

生体蓄積性 情報なし

土壤中の移動性 情報なし

オゾン層への有害性 情報なし (分類できない)

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 関連法規ならびに地方自治体の規則を遵守し、適切に行うこと。

空容器、汚染容器等 内容物を完全に除去し、関連法規ならびに地方自治体の規則を遵守し、適切に行うこと。

これらの処理を委託する場合は、所轄の地方自治体の許可を得た産業廃棄物業者に委託すること。

14. 輸送上の注意

国連番号 国連の基準で評価して危険物に該当しない。

海洋汚染物質 該当しない。

輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策 容器が破損しないように、水ぬれや乱暴な取扱いを避ける。

国内規制

陸上輸送 規制されていない。

海上輸送 非危険物。

航空輸送 非危険物。

15. 適用法令

農薬取締法 農薬登録番号 第23054号

化学物質排出把握管理促進法 第一種指定化学物質、第二種指定化学物質に該当しない。
(PRTR法)

労働安全衛生法 名称等を通知するべき危険物及び有害物：イソプロピルアルコール
毒物及び劇物取締法 毒物・劇物に該当しない。

消防法

消防法危険物に該当しない。

16. その他の情報

参考文献、資料等：－

記載内容の取扱い：

- ・記載内容はこの製品の一般的な取扱いに関する情報提供であって、いかなる保証をなすものではありません。
- ・記載内容は現時点での一般的に入手可能な情報に基づいて作成しておりますが、全ての情報が網羅されているわけではありません。
- ・新たな情報を入手した場合は改訂されることがあります。
- ・注意事項は通常の取扱いを対象にしたものですので、特殊な取扱いの場合は、用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用下さい。